

最近法規情報

2025 年 2 月に公布された主な法規

金誠同達法律事務所

1. 国務院弁公庁 商務部・国家発展改革委員会の「2025 年外国直接投資安定化・誘致政策措置案」の転送に関する通知

国務院弁公庁が 2025 年 02 月 19 日に公開

公示サイト: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202502/content_7004410.htm

外商投資誘致・安定化強度の引上げと高水準の対外開放の推進を目的として商務部と国家発展改革委員会は先日、「2025 年外国直接投資安定化・誘致政策措置案」(以下「案」という。)を共同で公開した。「案」においては拡大開放・投資促進・プラットフォーム構築・サービス保障という四つの大きな方針をめぐる 20 項目の措置が提起されており、主な内容は以下のとおりとなっている。

(一) 自主的な開放の秩序的な拡大

- ・ 電気通信・医療・教育・文化等の分野における開放試行地区の秩序的な拡大の明確化
- ・ 付加価値電気通信・生物技術・外商単独資本病院等の中国国外資本参加プロジェクトへの特別業務チームの結成を通じたフォローサービスの提供
- ・ バイオ医薬の分野における段階別生産試行地区への参加をめぐる中国国外企業へのサポートの提供
- ・ 薬品集中調達規則の合理化
- ・ 革新的医薬品上市の流れの加速
- ・ 中国国内における株式投資展開の中国国外企業への奨励
- ・ 上場中国系企業への長期的な投資への更に多くの優良な中国国外企業の誘導

(二) 投資促進水準の引上げ

- ・ 中国国内における再投資をめぐる中国国外企業へのサポート強度の引上げ
- ・ 中国国外企業を対象とする中国国内再投資奨励政策措置の研究・制定
- ・ 中国国外企業を対象とする中国国内投資情報報告試行地区の展開
- ・ 持株会社への投資とその設立の多国籍企業への奨励
- ・ 外商投資企業の中国国内における融資利用制限の取消し
- ・ 中国国内における融資を利用した株式投資展開の外商投資企業への許可

(三) プラットフォーム開放作用の増強

- ・ 自由貿易試験区改良戦略の実施
- ・ 任務授權改革の拡大
- ・ 中国国外資本参入許可分野におけるストレステストの強化をめぐる自由貿易試験区へのサポートの提供

- ・ 一連の規則・規制・管理・標準等の確立・完全化を通じた開放の継続的な拡大

(四) サービス保障強度の引上げ

- 中国製品政府調達標準体系の確立
- 調達基準の明確化
- 異なる所有制企業が中国国内において生産する製品の政府調達活動への平等な参加の確保
- 中国国外企業の融資ルートの拡幅
- 融資サービスの中国国外企業への提供の金融機構への奨励
- 中国国外企業との株式投資をめぐる提携展開への種々のファンドの誘導
- 中国における投資経営規模の拡大に向けた中国国外企業へのサポートの提供
- ビザ相互免除協定をめぐる商談の加速
- 一方的なビザ免除政策対象国家の範囲の継続的かつ着実な拡大
- 人員の越境流動の促進

2. 国家インターネット情報弁公室、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」を公布

国家インターネット情報弁公室が2月12日に公布し、2025年5月1日から施行

公示サイト: https://www.cac.gov.cn/2025-02/14/c_1741233507681519.htm

国家インターネット情報弁公室は2025年2月14日、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」(以下「コンプライアンス監査弁法」という。)を公布した。同法は2025年5月1日から施行される。「コンプライアンス監査弁法」においては個人情報保護コンプライアンス監査(以下「コンプライアンス監査」という。)のうちの二種類の状況が明確にされており、具体的には以下のとおりとなっている。

(一) 自発的な監査

- 「コンプライアンス監査弁法」の第5条においては「1000万人分を超過する数量の個人情報を処理する個人情報処理者は、少なくとも二年に一度はコンプライアンス監査を展開しなければならない」という旨が規定されている。
- ここで注意しなければならないのは個人情報処理数量が1000万人分に達していない個人情報処理者を対象としては、「コンプライアンス監査弁法」においてはコンプライアンス監査実施頻度への要求が行われていないが、これは必ずしもコンプライアンス監査実施の不要性を意味するものではなく、これらの個人情報処理者も依然として「個人情報保護法」のとおりコンプライアンス監査を行わなければならない、同者のコンプライアンス監査の頻度には法定の強制的な要求が設けられていないということにすぎないという点である。
- 自発的な監査を通じて取得する監査報告書は、政府機関に届け出る必要はない。

(二) 強制的な監査

- 個人情報処理者が以下の状況の一に該当した場合には、国家インターネット情報弁公室その他の個人情報保護職責履行部門は個人情報処理活動に対するコンプライアンス監査の実施を専門的な機構に委託するよう個人情報処理者に要求することができる。
- 強制的な監査が執行される場合においては企業は限定的な期間内に個人情報の保護に対するコンプライアンス監査を完成しなければならない。コンプライアンス監査の完成後においては監督管理を司る政府機関に個人情報保護コンプライアンス監査報告書を届け出る。
- コンプライアンス面における是正の完成後、是正完成日から15営業日以内においては、個人情報保護職責履行機関に是正状況報告書を届け出る。

1. 個人の権益への著しい影響、セキュリティ措置の著しい欠如などの比較的に高いリスクの個人情報処理活動中における存在が発覚したとき。
2. 個人情報処理活動が多くの個人の権益を侵害するおそれのあるとき。
3. 個人情報セキュリティインシデントが発生して 100 万人分以上の個人情報または 10 万人分以上の機微情報の漏えい・改ざん・遺失・破損がもたらされたとき。

3. 国家税務総局、「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」を公開

国家税務総局が 2 月 26 日に公開・実施

公示サイト: <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100011/c5238560/content.html>

個人所得税総合所得確定申告管理の規範化と納税者の合法的な権益の保障を目的として国家税務総局は 2 月 21 日、「個人所得税総合所得確定申告管理弁法」(以下「弁法」という。)を公開した。「弁法」は公布日から施行されており、主な内容は以下のとおりとなっている。

(一)確定申告の基本的な規則の明確化。「弁法」の定める「総合所得」には賃金・労務報酬・原稿料・特許権使用料という四種類の収入が含まれており、納税者は納税年度ごとに税金を併せて計算した上で確定申告を処理しなければならない。計算公式は以下のとおりとされている。

税金の還付額または追納額 = [(総合所得収入額 - 60000 元 - 「基本養老保険料・基本医療保険料・失業保険料・住宅積立金」等特別控除額 - 子女教育等特別附加控除額 - 法により確定されるその他の控除額 - 条件を満たした公益慈善事業寄附) × 適用税率 - 速算控除数] - 減免税額 - 予納済税額

納税者は総合所得を取得した納税年度の翌年の三月一日から六月三十日まで確定申告を処理しなければならない。中国国内に住所を有しない納税者は確定申告の開始前に中国から出国する場合には、これを中国からの出国前に処理することができる。

(二)処理の免除と義務化の状況の細分化。確定申告において税金の追納を行う必要がある場合において総合所得収入が通年で所定の金額を超過していなかったときは、確定申告を処理する必要はない。確定申告において税金の追納を行う必要がある場合において総合所得収入が通年で所定の金額を超過していたときは、確定申告を法により処理しなければならない。

(三)確定申告処理の流れの規範化。処理の主体の面から見てみると、納税者はこれを自ら処理することもでき、かつ、同者との雇用関係を有する組織がその処理を代理し、またはその処理を税務関連専門サービスを提供する機構その他組織もしくは個人に委託することもできる。処理の方法の面から見てみると、納税者は優先的に個人所得税用の APP やウェブサイトを通じて確定申告を処理することもでき、かつ、郵送の方法を通じ、または税務処理関連事務サービス窓口を訪れてこれを処理することもできる。

(四)税還付・追納規則の明確化。納税者は確定申告を法により処理し、実際の納税額が予納済税額を下回っていた場合には、確定申告における税還付を申請することができる。納税者は確定申告における税金の追納を行う場合には、これを確定申告期限の終了前に納付しなければならない。

4. 最高人民法院、企業名譽權の司法上の保護をめぐる典型的な事例を公開

最高人民法院が2月17日に公開

公示サイト: <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/455051.html>

企業の名譽權に対する司法上の保護の法による強化、企業の經營發展の保障、法治化された商取引環境の構築、および企業の自信と安心感の向上を目的として最高人民法院は2月17日、従来の産業、仲介業界、科学技術企業、信用調査機関などの異なる分野における六つの企業の名譽權に対する司法上の保護をめぐる典型的な事例を公開した。そのうちの四つの事例は特に典型的な内容であり、具体的には以下のとおりとなっている。

- (一)あるメディア会社はアクセス件数獲得のために事実確認を経ずに「ある飲料会社では20%の従業員がリストラされる」などという不実の文章を公開し、広範にわたる拡散を引き起こした。裁判所は同社の行為が企業の名譽權を侵害していたものと認定し、謝罪と賠償を命じた。本件においてはオンラインメディアが必ず事実確認義務を履行し、アクセス件数追求のための企業のネガティブな情報のねつ造を防止し、企業の正常な經營の秩序を保護しなければならないことが強調されているとともに、メディア業界における客観的な報道の責任が規範化されている。
- (二)企業信用調査機関である甲社と乙社のアルゴリズムの誤りにより案件外の者の犯罪情報と丙社およびその董事長との関連付けが生じ、これにより丙社とその董事長の信用と名譽に対するき損がもたらされた。裁判所は誤った情報の削除と賠償を信用調査機関に命じた。本件においては信用調査プラットフォームが必ずデータの真実性と正確性の確保を通じてデータの誤りに起因した企業の信用・名譽に対する侵害を回避しなければならないことが明確にされているとともに、信用調査業界の規範的な發展が推進されている。
- (三)オウンドメディアへの従業者である李氏は某科学技術会社の創始者である王氏を対象とする中傷的な言論を公開し、裁判所は当該言論の企業商業行為の暗示を認定した上で文章の削除と損失の賠償を命じた。本件においては創始者の名譽と企業の信用との強い関連性が確立され、創始者への攻撃を通じた企業イメージの間接的な破壊が防止されており、特に、創始者のIP価値が突出している企業にとっては保護上の重要な意義を有している。
- (四)検測評定者である馬氏は実際の検測評定を経ずに某新エネルギー自動車の「品質には憂慮を要する」などという不実の言論を公開し、裁判所は同氏の専門的検測評定義務への違反を認定した上で公開的な謝罪と損失の賠償を命じた。本件においては検測評定上の言論をめぐる合理性の境界が画定されており、客観的な事実に基づく見解の公表、および虚偽の検測評定を通じた消費者の誤導や企業の名譽のき損の回避が検測評定者に要求されている。

以上